

桑名市・多度町・長島町合併協議会

第 5 回 会 議 資 料

日 時：平成 15 年 7 月 8 日（火）午後 1 時 30 分～

場 所：多度町役場 2 階第 2 0 1 会議室

配付資料一覧

報告第16号	新市建設計画策定小委員会報告について.....	p 1
報告第17号	新市名称候補選定小委員会報告について.....	p 2
報告第18号	桑名市・多度町・長島町における新しい情報システムと 情報ネットワークの構築・運用実施方針書について.....	p 3
議案第11号	平成14年度桑名市・多度町・長島町合併協議会 歳入歳出決算の認定について.....	p 4
協議第13号	組織及び機構の取扱いについて.....	p 6
協議第14号	慣行の取扱いについて.....	p 11
協議第15号	都市計画に関する取扱いについて.....	p 16
協議第16号	姉妹友好都市・国際交流事業について (各種事務事業の取扱い).....	p 23
協議第17号	情報公開制度について(各種事務事業の取扱い).....	p 25
協議第6号の3	議会議員の定数及び任期の取扱いについて.....	p 31
協議第11号の2	町・字名の区域及び名称の取扱いについて.....	p 34
次回(第6回会議)提案事項		
協議第18号	国民健康保険制度の取扱いについて.....	p 41
協議第19号	消防団の取扱いについて.....	p 45
協議第20号	電算システム事業の取扱いについて.....	p 49
協議第21号	男女共同参画事業について(各種事務事業の取扱い).....	p 54
協議第22号	広報公聴関係事業について(各種事務事業の取扱い).....	p 59
協議第23号	消防防災関係事業について(各種事務事業の取扱い).....	p 61

第5回会議日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議録署名委員の指名について

4. 議 題

(1) 報告事項

- | | |
|--------|--|
| 報告第16号 | 新市建設計画策定小委員会報告について |
| 報告第17号 | 新市名称候補選定小委員会報告について |
| 報告第18号 | 桑名市・多度町・長島町における新しい情報システムと情報ネットワークの構築・運用実施方針書について |

(2) 協議事項

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 議案第11号 | 平成14年度桑名市・多度町・長島町合併協議会歳入歳出決算の認定について |
| 協議第13号 | 組織及び機構の取扱いについて |
| 協議第14号 | 慣行の取扱いについて |
| 協議第15号 | 都市計画に関する取扱いについて |
| 協議第16号 | 姉妹友好都市・国際交流事業について(各種事務事業の取扱い) |
| 協議第17号 | 情報公開制度について(各種事務事業の取扱い) |

(3) 継続協議

- | | |
|----------|---------------------|
| 協議第6号の3 | 議会議員の定数及び任期の取扱いについて |
| 協議第11号の2 | 町・字名の区域及び名称の取扱いについて |

(4) 次回(第6回会議)提案事項

- | | |
|--------|--------------------------|
| 協議第18号 | 国民健康保険制度の取扱いについて |
| 協議第19号 | 消防団の取扱いについて |
| 協議第20号 | 電算システム事業の取扱いについて |
| 協議第21号 | 男女共同参画事業について(各種事務事業の取扱い) |
| 協議第22号 | 広報公聴関係事業について(各種事務事業の取扱い) |
| 協議第23号 | 消防防災関係事業について(各種事務事業の取扱い) |

5. その他

6. 閉 会

報告第16号

新市建設計画策定小委員会報告について

新市建設計画策定小委員会会議の内容について、次のとおり報告する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

新市建設計画策定小委員会 第4回委員会報告書

開催日時：平成15年6月10日（火）午後1時30分～3時

開催場所：多度町役場 2階第201会議室

出席委員：委員13名中 13名出席

1. 報告事項

合併協議会 第4回会議事項について

グランドデザイン（案）「1市2町版」について

今後の計画づくりの参考とするため、任意合併協議会が、各市町の総合計画及び広域行政圏計画を基に作成したグランドデザイン案を1市2町に置き換えたもの

2. 協議事項

住民意向調査について

報告第17号

新市名称候補選定小委員会報告について

新市名称候補選定小委員会会議の内容について、次のとおり報告する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

新市名称候補選定小委員会 第2回委員会報告書

開催日時：平成15年6月16日(月)午後1時30分～3時51分

開催場所：多度町役場 2階第201会議室

出席委員：委員9名中 9名出席

1. 報告事項

小委員会に係る合併協議会・第4回会議事項について

当小委員会に係ると思われる「協議第11号 町・字名の区域及び名称の取扱いについて」の基本的な考え方を説明するとともに、継続協議となった旨を報告。

2. 研修会

1市2町郷土史研修会

- | | | | |
|-------------|-----------------|-----|------|
| ・桑名市の由来について | 桑名市文化財保護審議委員会委員 | 西 羽 | 晃 さん |
| ・多度町の由来について | 多度町史編纂委員会専門部委員 | 草 薙 | 均 さん |
| ・長島町の由来について | 長島町輪中の郷主査 | 諸 戸 | 靖 さん |

報告第18号

桑名市・多度町・長島町における新しい情報システムと情報ネットワーク
の構築・運用実施方針書について

桑名市・多度町・長島町における新しい情報システムと情報ネットワークの構築・運用実
施方針書を作成したので、別冊のとおり報告する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会 長 水 谷 元

議案第 1 1 号

平成 1 4 年度桑名市・多度町・長島町合併協議会歳入歳出決算の認定について

桑名市・多度町・長島町合併協議会予算事務規程第 8 条の規定により、平成 1 4 年度桑名市・多度町・長島町合併協議会一般会計歳入歳出決算を、別紙のとおり協議会の認定に付する。

平成 1 5 年 7 月 8 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会 長 水 谷 元

平成14年度桑名市・多度町・長島町合併協議会 歳入歳出決算書

歳入の部

(単位:円)

款	項	目	算 現			額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
			当初予算	補正額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額						
1 負担金			5,940,000	0	0	5,940,000	5,940,000	5,940,000	0	0	
	1 負担金		5,940,000	0	0	5,940,000	5,940,000	5,940,000	0	0	
		1 市町負担金	5,940,000	0	0	5,940,000	5,940,000	5,940,000		0	1市2町負担金
2 県支出金			4,250,000	0	0	4,250,000	3,097,500	3,097,500	0	0	
	1 県補助金		4,250,000	0	0	4,250,000	3,097,500	3,097,500	0	0	
		1 県補助金	4,250,000	0	0	4,250,000	3,097,500	3,097,500		0	情報一元化事業県補助金
3 諸収入			1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	
	1 預金利子		1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	
		1 預金利子	1,000	0	0	1,000	0	0		0	
歳 入 合 計			10,191,000	0	0	10,191,000	9,037,500	9,037,500	0	0	

歳出の部

(単位:円)

款	項	目	算 現				計	額		支出済額	翌年度繰越額	不用額	備考	
			当初予算	補正額	継続費及繰越事業費繰越額	予備費支出及流用増減額		節 節						
								区 分	金 額					
1 運営費			1,039,000	0	0	0	1,039,000		1,039,000	755,184	0	283,816		
	1 会議費		518,000	0	0	0	518,000		518,000	402,666	0	115,334		
		1 会議費		518,000	0	0	0	518,000		518,000	402,666	0	115,334	
			1 報酬							322,000	294,800	0	27,200	協議会委員等報酬
			9 旅費							48,000	0	0	48,000	
			11 需用費							43,000	36,991	0	6,009	会議用消耗品等
			12 役務費							105,000	70,875	0	34,125	会議録テープ起手数料
	2 事務費		521,000	0	0	0	521,000		521,000	352,518	0	168,482		
		1 事務費		521,000	0	0	0	521,000		521,000	352,518	0	168,482	
			7 賃金							162,000	153,900	0	8,100	臨時的任用職員賃金
			9 旅費							75,000	14,850	0	60,150	市外出張旅費
			11 需用費							242,000	183,768	0	58,232	コピー代 新聞購読料
			12 役務費							42,000	0	0	42,000	
2 事業推進費				9,152,000	0	0	0	9,152,000		9,152,000	6,661,315	0	2,490,685	
1 事業推進費		9,152,000	0	0	0	9,152,000		9,152,000	6,661,315	0	2,490,685			
	1 事業推進費		9,152,000	0	0	0	9,152,000		9,152,000	6,661,315	0	2,490,685		
		9 旅費							50,000	0	0	50,000		
		11 需用費							525,000	447,363	0	77,637	協議会ニュース発行代等	
		12 役務費							77,000	18,952	0	58,048	協議会ニュース折込手数料	
		13 委託料							8,500,000	6,195,000	0	2,305,000	情報一元化調査委託料	
歳 出 合 計			10,191,000	0	0	0	10,191,000		10,191,000	7,416,499	0	2,774,501		

歳入総額 9,037,500円 - 歳出総額 7,416,499円 = 1,621,001円

残額1,621,001円を15年度に繰越します。

審査に付された、平成14年度 桑名市・多度町・長島町合併協議会歳入歳出決算及び庶務・財務関係書類について適正に処理されていることを認めます。

平成15年6月17日

桑名市・多度町・長島町合併協議会

監査委員 中村 正彦
 監査委員 太田 勝利
 監査委員 伊藤 典喜

協議第13号

組織及び機構の取扱いについて

組織及び機構の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	組織及び機構の取扱い	関係項目	
調整の内容	1. 当面2町の役場庁舎は、それぞれの行政区域を所管する総合支所として利用し、有効活用するものとする。 2. 各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。 3. 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。 4. 指揮命令系統が明確で、責任の所在も明確な組織・機構とする。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

新市の組織及び機構を検討するうえで、基本的事項である事務所については、すでに事務所(本庁)の位置が現桑名市役所と確認されていることから、2町の現有庁舎の有効活用を図るため、2町の現役場庁舎は総合支所として利用することを提案する。

なお、個別の整備方針については、市民本位で利用しやすく、サービスの低下を来たさないような組織機構とする方針であることを提案する。

(協議第13号関係)

組織及び機構の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)

備 考

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第2条(地方公共団体の法人格とその事務)

1 地方公共団体は、法人とする。

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17 省略

第4条(地方公共団体の事務所の設定又は変更)

1 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置)

1 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第158条(都道府県の局部・分課及び市町村の部課)

1～6 省略

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失ないように定めなければならない。

第175条(支庁及び地方事務所等の長)

1 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

新市の組織及び機構としての事務所については、次の方式が考えられる。

【本庁方式】

合併市町の組織を1つの庁舎に集約し、本庁以外の従来の庁舎を支所、出張所とする。

【分庁方式】

各市町の従来の庁舎に行政機能を持たせて、業務を分散させる。

【総合支所方式】

管理部門や事務局部門を除き、従来の市町の庁舎に行政機能をそのまま残す。

(協議第13号関係)

組織及び機構の取扱いに関する制度の内容について

留意事項(関係法令)

備 考

地方自治法つづき

第180条の5(委員会及び委員の設置・委員の兼業の禁止等)

1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1)教育委員会

(2)選挙管理委員会

(3)人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4)監査委員会

2 省略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1)農業委員会

(2)固定資産評価審査委員会

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当たっては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項、第2項若しくは第6項又は第7項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5～8 省略

(協議第13号関係)		現 況		1
区 分	桑 名 市			備考
議会	議会事務局			
市長事務局	市長公室 政策課 広報広聴室(政策課付け) 秘書室 人事課 情報システム推進室 総務部 総務課 ・市民会館・行革推進本部事務局 防災対策室(総務課付け) 合併推進室(総務課付け) 財務課 契約調達課 課税課 収税課 市民部 市民課 市民活動支援室(市民課付け) 地区市民センター(7) 桑名市人権センター 同和課	環境部 環境安全課 廃棄物対策課 ・清掃センター 保健福祉部 福祉総務課(社会福祉事務所) ・市民館(2)・総合福祉会館 ・老人福祉センター・福祉センター 健康推進室(福祉総務課付け) ・保健センター 児童・障害福祉課(社会福祉事務所) ・保育所(7)・療育センター・児童セ ンター(2)・桑名山崎苑 介護・高齢福祉課(社会福祉事務所) ・清風園 保険年金課 産業振興部 商工観光課 ・勤労青少年ホーム 農林水産課	建設部 土木課 下水道課 都市整備部 都市計画課 建築住宅課 駅西まちづくり事務所 検査室 市民病院 事務局 診療科 放射線室 臨床検査室 薬局 看護科 出納室	
教育委員会	教育総務課 学校教育課 ・教育研究所 幼稚園(19) 小学校(20) 中学校(7)	生涯教育課 ・中央公民館・各地区公民館(14)・図書館 ・少年センター・コミュニティプラザ・体育館 ・総合運動公園・スター21	同和教育課 ・教育集会所(3) 文化課 ・博物館・六華苑	
公営企業 (ガス・水道部)	ガス・水道総務課 営業課	水道施設課 ・浄水場	ガス供給課 熱量変更センター ガス工場	
消防	消防本部 ・総務課・消防課・通信指令室・予防課	消防署 ・本署・西分署・大山田分署・多度分署・長島木曾岬分署・東員分署・員弁南分署・員弁北分署		
監査委員会	監査委員会事務局			
選挙管理委員会	(総務課)			
農業委員会	(農林水産課)			
固定資産評価審査委員会	(税務課)			
公平委員会	(総務課)			

現 況		備考
区 分	多 度 町	長 島 町
議会	議会事務局	議会事務局
町長事務部局	総務部 総務課 市町村合併推進室 企画課 税務課 住民福祉部 住民課 福祉課 ・保育園・すこやか荘 まちづくり環境課 建設部 建設課 産業課 下水道課 水道課 収入役室	総務部 総務課 合併推進室 企画課 ・又木茶屋 税務課 福祉部 住民課 ・出張所 福祉課 ・保育園 生活環境課 建設部 産業課 ・輪中の郷 土地改良課 ・排水機場(12) 建設課 ・伊勢湾台風記念館 上下水道課 ・浄化センター・浄水場・配水場 出納室
教育委員会	教育課 ・中央公民館・給食センター・幼稚園 ・小学校(5)・中学校・ふるさと多度文学館 ・体育センター・町営グラウンド	教育課 ・幼稚園(4)・小学校(3)・中学校・給食センター ・海洋センター・公民館・教育集会所
公営企業	該当なし	(上下水道課) 町長事務部局と公営企業は課内の職員で区別
監査委員会	(議会事務局)	(議会事務局)
選挙管理委員会	(総務課)	(総務課)
農業委員会	(産業課)	(産業課)
固定資産評価審査委員会	(税務課)	(税務課)
公平委員会	(総務課)	(総務課)

長島町については、平成15年7月1日に変更した最新の現況を記載。

協議第14号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出




桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	慣行の取扱い	関係項目	市(町)章、市(町)民憲章、キャッチフレーズ、市(町)の花・木・鳥、市(町)の歌、宣言、名誉市(町)民・表彰
調整の内容	1. 市章については、合併前までに調整し、新市移行と同時に制定する。 2. 市民憲章については、新市に移行後、制定する。 3. 市の花・木・鳥については、新市に移行後、検討する。 4. 市の歌については、新市に移行後、検討する。 5. 宣言については、新市に移行後、調整する。 6. 表彰については、新市に移行後、調整する。ただし、名誉市(町)民は新市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

市章については、新市発足後にすぐに使用できるように、合併前までに調整することを提案する。その他については、新市が発足するまでに定める特段の必要がなく、新市発足後、市民総意のもとで策定することを提案する。
 なお、名誉市(町)民については新市に引き継ぐことを提案する。

(協議第14号関係)				
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)章
基本調整方針	合併前までに調整し、新市移行と同時に制定する。			
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
制定日	昭和12年4月1日	昭和33年5月1日	昭和49年8月1日	
図柄				
説明	桑(乘)の字を分解し、図案文字にして四方を囲み、まん中に太陽を配したものの。	多ドの文字を図案化したもので真中の多度の多を5つの町村がトの字でしっかりとささえ、将来の躍進を象徴したものの。	ナガシマのナを文字を図案化したもので、先端の水玉は、水郷長島の円満、発展、躍進を象徴したものの。	

(協議第14号関係)

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	市(町)民憲章
基本調整方針	新市に移行後、制定する。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
制定日	昭和52年4月1日制定	昭和60年1月8日制定	昭和56年9月30日制定
内 容	<p>わたくしたち桑名市民は、永い伝統と豊かな人情に恵まれてきました。</p> <p>これからも桑名に住んでいることを誇りとする都市にするため、つぎのことを日常生活の「こころがまえ」と定め、たゆまぬ努力をつづけましょう。</p> <p>1 自然を愛し、明るい郷土をつくりましょう。</p> <p>1 互いにたすけ合い、住みよい社会をつくりましょう。</p> <p>1 教養をふかめ、文化の高いまちをつくりましょう。</p> <p>1 健康につとめ、しあわせな家庭をつくりましょう。</p> <p>1 産業をのばし、豊かな都市をつくりましょう。</p>	<p>その昔、濃尾平野がまだ海の頃、気候も温和な尾津ヶ浜のほとりでは尾津平などの竪穴に居住した太渡の人々は狩り・漁りで豊かに暮したと伝えられています。</p> <p>今私たちはこの緑りの地で美しい空と緑と水に育まれて住いすることを誇りに思うと共に更に新しい未来に向けて限りない躍進をめざすために</p> <p>1 信愛と譲り合う心でうるおいある多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 健康で働ける尊さを自覚し奉仕の輪を広げ明るい多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 大自然の恵を感謝し緑に調和した多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 古い伝統を守り新しい教育文化を奨める多度の町をつくりましょう。</p> <p>1 地域の特性を活かし住みよい働きよい豊かな多度の町をつくりましょう。</p>	<p>1 水郷の自然を愛し住みよい町をつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め文化のかおり高い町をつくりましょう。</p> <p>1 心のふれあいを大切にししあわせな町をつくりましょう。</p> <p>1 健康につとめ明るい町をつくりましょう。</p> <p>1 産業の発展に励み豊かな町をつくりましょう。</p>

(協議第14号関係)				
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)の花・木・鳥
基本調整方針	新市に移行後、検討する。			
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	1市2町とも 鳥 は未指定
花	昭和52年4月制定 ハナショウブ	昭和54年12月制定 アヤマ	昭和54年4月制定 かきつばた	
木	昭和52年4月制定 カイツカイブキ	昭和54年12月制定 ウメ	昭和54年4月制定 くすのき	
協議項目	慣行の取扱い		関係項目	市(町)の歌
基本調整方針	新市に移行後、検討する。			
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
内 容	昭和33年9月制定 桑名市歌	未制定	未制定	

(協議第14号関係)

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	宣言
基本調整方針	新市に移行後、調整する。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
人権	平成4年12月制定 人権尊重都市宣言	平成5年9月制定 人権尊重の町宣言	平成5年12月制定 人権尊重の町宣言
非核平和	昭和60年9月制定 非核平和都市宣言	平成8年12月制定 非核平和の町宣言	平成9年3月制定 非核平和の町宣言
交通安全	昭和37年3月制定 交通安全都市宣言		
青少年	昭和41年5月制定 明るい青少年都市宣言		
暴力追放		昭和51年9月制定 暴力追放の町宣言	

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	名誉市(町)民、表彰
基本調整方針	新市に移行後、調整する。ただし、名誉市(町)民は新市に引き継ぐものとする。		
現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
名誉市(町)民	1人 故:水谷 昇	1人 故:伊藤 馨	5人 伊藤仙七、故:伊藤幸太郎、故:大谷伊佐、故:大橋美生、故:高木甚二
表彰項目	特別功労表彰 功労表彰 桑名市議会議員表彰 桑名市職員表彰 桑名市消防団員表彰 ふるさと栄誉表彰 文化功労者表彰	特別功労表彰 功労表彰 善行表彰	特別功労表彰 功労表彰 善行表彰
			【根拠法令】 桑名市名誉市民条例 桑名市表彰規程 桑名市ふるさと栄誉表彰規程 桑名市文化功労者表彰規程 多度町名誉町民条例 多度町表彰条例 長島町名誉町民条例 長島町表彰規則

協議第15号

都市計画に関する取扱いについて
都市計画に関する取扱いについて次のとおり提出する。
平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	都市計画に関する取扱い	関係項目	
調整の内容	1. 都市計画区域については、当分の間現行のとおりとし、見直し等については新市において調整する。 2. 都市マスタープランについては、新市において新たに策定する。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びに適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることが主な目的である。このため新市移行後、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があることから、都市計画区域については、当分の間現行のとおりとし、見直し等については新市において調整することを提案する。

また、都市マスタープランについては、新市の総合計画を踏まえ、長期的な展望のもとに都市づくりの整備方針を定め、さまざまな施策のガイドプランとなることから、新市において新たに策定することを提案する。

(協議第15号関係)

留意事項(関係法令)	備考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)</p> <p>(都市計画の基本理念)</p> <p>第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。</p> <p>(都市計画区域指定の要件)</p> <p>第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)による都市開発区域、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)による都市開発区域、中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。</p>	<p>都市計画の意義</p> <p>都市計画は都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものである。</p> <p>このためには、様々な利用が競合し、他の土地の利用との間でお互いに影響を及ぼしあうという性格を有する土地について、その合理的な利用が図られるよう一定の制限を課する必要があるが、都市計画はその根拠として適正な手続に裏打ちされた公共性のある計画として機能を果たすものである。</p> <p>従って、都市計画は制限を通じて都市全体の土地の利用を総合的・一体的観点から適正に配分することを確保するための計画であり、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めることを通じて都市のあり方を決定する性格をもつものといえる。</p> <p>都市計画区域の指定に関する基本的な考え方</p> <p>(1)都市計画区域は、市町村の行政区域にとられず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定すべきである。この際、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のない土地は都市計画区域に含めるべきではないが、近年、商業施設やレジャー施設などの大規模施設あるいは廃棄物処理施設などが郊外部の土地や山間部などに散発的に立地する傾向があり、これらに適切に対応できるよう都市計画区域を指定することが望ましい。なお、この場合にあっても、あくまでも一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として指定するものであって、いたずらに都市計画区域の拡大を行うのではなく、地域の実情によっては、準都市計画区域の活用により対応することも考えられる。</p>

留意事項(関係法令)	備 考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
	<p>(2)市町村が合併した場合の都市計画区域の指定は、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、当該合併後の市町村区域について、原則として一つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。しかしながら、</p> <p>合併前の各市町村の区域をめぐる社会的、経済的状况等地域的特性に相当な差異がある。</p> <p>地理的条件等により一体の都市として整備することが困難であること等により、一つの都市計画区域を指定することが困難である場合には実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。例えば、区域区分を行っている都市計画区域を有する市町村と、区域区分を行っていない都市計画区域を有する市町村が合併した場合、それぞれの都市計画区域をそのまま存続させることも考えられる。</p> <p>なお、複数の地理的に離れた区域であっても、実質的に一体の都市として整備、開発及び保全が行うことがふさわしいと認められる場合には、これらの区域を一つの都市計画区域として指定することも考えられる。</p>

(協議第15号関係)

留意事項(関係法令)	備考(都市計画運用指針 国土交通省HPから抜粋)
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)</p> <p>(区域区分)</p> <p>第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。</p> <p>(1)次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域</p> <p>イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯</p> <p>ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域</p> <p>ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域</p> <p>(2)前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの</p> <p>2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。</p> <p>3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。</p>	<p>区分区域の意義</p> <p>市街化区域と市街化調整区域の区分(以下「区域区分」という。)は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等、地域の実情に即した都市計画を樹立していく上で根幹をなすものである。</p> <p>一方、区域区分は、これを前提として他の都市計画の内容が連動して決定されるものであることから、適正な権利制限という視点に立って、その必要性について厳密に検討すべきである。</p> <p>区域区分の考え方</p> <p>区域区分の要否の判断及び区域区分を定めるにあたっての判断は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的を達成するため、以下の視点から行うことが望ましい。</p>

(協議第15号関係)

現 況			
項 目	桑 名 市	多 度 町	長 島 町
都市計画区域	桑名市全域	一部を除く区域	長島町全域
指定年月日	昭和9年2月5日	昭和44年5月20日	昭和44年5月20日
変更決定年月日	昭和31年9月1日	平成12年1月11日	
都市計画区域面積	5,739ha	2,266ha	3,304ha
市街化区域及び市街化調整区域の指定状況	あり	あり	あり
市街化区域面積	2,352.8ha	287.7ha	295.4ha
市街化調整区域面積	3,386.2ha	1,978.3ha	3,008.6ha
用途地域の指定状況	あり 別表1	あり 別表2	あり 別表3
地区計画	・桑名ビジネスリサーチパーク地区 約22.6ha ・森忠芳ヶ崎地区 約0.7ha	小山・多度地区 75.2ha	

都市マスタープラン	桑名市都市計画マスタープラン 平成10年3月策定 目標年次 平成27年	多度町都市マスタープラン 平成10年3月策定 目標年次 平成27年	長島町都市マスタープラン 平成10年7月策定 目標年次 平成32年
-----------	---	---	---

(協議第15号関係)

用途指定(別表1)桑名市

種 類	容積率 / 建ぺい率	建築物の 高さの制限	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居 専用地域	50/30	10m	約 5	0.2
	80/50	10m	約 723	30.7
	100/60	10m	約 171	7.3
第二種低層住居 専用地域	80/50	10m	約 19	0.8
第一種中高層住 居専用地域	200/60		約 37	1.6
第二種中高層住 居専用地域	200/60		約 231	9.8
第一種住居地域	200/60		約 504	21.4
第二種住居地域	200/60		約 71	3.0
準住居地域	200/60		約 16	0.7
近隣商業地域	200/80		約 50	2.1
	300/80		約 17	0.7
商業地域	400/80		約 64	2.7
	600/80		約 9	0.4
準工業地域	200/60		約 173	7.4
工業地域	200/60		約 263	11.2
工業専用地域				
合 計			約 2,353	100.0

用途指定(別表2)多度町

種 類	容積率 / 建ぺい率	建築物の 高さの制限	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居 専用地域	50/30	10m	約 64	22.2
第二種低層住居 専用地域	80/50	10m		
第一種中高層住 居専用地域	200/60		約 11	3.8
第二種中高層住 居専用地域	200/60			
第一種住居地域	200/60		約 107	37.2
第二種住居地域	200/60		約 4	1.4
準住居地域	200/60		約 9	3.1
近隣商業地域	200/80		約 5	1.7
商業地域	400/80			
	600/80			
準工業地域	200/60			
工業地域	200/60		約 18	6.3
工業専用地域	200/60		約 70	24.3
合 計			約 288	100.0

(協議第15号関係)

用途指定(別表3)長島町

種 類	容積率/ 建ぺい率	壁面の 後退距離	建築物の 高さの制限	面積(ha)	割合(%)	備 考
第一種低層住居 専用地域	100/50	1.0m	10m	約 21	7.1	
第二種低層住居 専用地域						
第一種中高層住 居専用地域	200/60			約 48	16.3	
第二種中高層住 居専用地域	200/60			約 12	4.1	
第一種住居地域	200/60			約 76	25.8	
第二種住居地域	200/60			約 12	4.1	
準住居地域						
近隣商業地域	200/80 300/80			約 38	12.9	
商業地域	400/80			約 70	23.7	
準工業地域	200/60			約 4	1.3	
工業地域	200/60			約 14	4.7	
工業専用地域						
合 計				約 295	100.0	

協議第16号

姉妹友好都市・国際交流事業について(各種事務事業の取扱い)

姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	友好都市・町、国際交流
調整の内容	1. 友好都市(町)については、合併後も交流を引き続き行う。 2. 国際交流事業は、合併後も現行の内容を継続して実施する。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

友好都市(町)について、桑名市の行田市・白河市、長島町の苦前町は、それぞれの市町の教育・文化・経済等の各方面で交流を行ってきた経緯があり、合併後も引き続き交流を継続することを提案する。

また、桑名市国際交流アドバイザー委員会は、国際交流の機会を提供する場として、合併後も現行の内容を継続して実施することを併せて提案する。

(協議第16号関係)			
協議項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	友好都市・町
基本調整方針	友好都市(町)については、合併後も交流を引き続き行う。		
現 況			備 考
桑名市	多度町	長島町	
友好都市 【埼玉県行田市・福島県白河市】 ・友好都市調印 平成10年11月 (3市による友好都市提携) ・交流事業 議員交流(4年の任期中に1回) スポーツ団体等諸団体の交流(随時) 行田市とは昭和48年11月に友好都市調印を行なったが、平成10年11月に3市よって新たに友好都市提携を行なったため発展的に解消した。	友好町の提携なし	友好町 【北海道苫前町】 ・友好町調印 昭和56年9月 ・交流事業 中学生交流(3年サイクル) その他団体の交流(随時)	
協議項目	姉妹友好都市・国際交流事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	国際交流
基本調整方針	合併後も現行の内容を継続して実施する。		
現 況			備 考
桑名市	多度町	長島町	
桑名市国際交流アドバイザー委員会 (外国人31人、委員18人、事務局2人) 日本語教室 毎月第2・第4日曜日 七夕交流会 毎年7月 ボーリング大会 毎年12月 さくらパーティー 毎年3月		該当なし	

協議第17号

情報公開制度について(各種事務事業の取扱い)

情報公開制度(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)	関係項目	情報公開制度、個人情報保護制度
調整の内容	情報公開制度については、合併前に調整し合併時から適用する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

新市の市民の知る権利を保障し、公正で開かれた新市政を行っていくため、情報公開制度を合併前に調整し合併時から適用することを提案する。また、それにあわせて、個人情報を保護する制度も合併時から適用することを提案する。

なお、合併前の情報公開の請求を想定して、合併前の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例によって対応することを提案する。

(協議第17号関係)

留意事項(関係法令)	備 考
<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第41条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。</p> <p>行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)</p> <p>(この法律の趣旨)</p> <p>第1条 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによつて、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。</p> <p>2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>(審査請求期間)</p> <p>第14条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して30日以内)に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内にしなければならない。</p> <p>3 審査請求は、処分(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定)があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における審査請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</p>	

(協議第17号関係)				
協議項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)		関係項目	情報公開制度
基本調整方針	合併前に調整し合併時から適用する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。			
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
公開の方法開示の方法	閲覧に供する又はその写しを交付する。		閲覧若しくは視聴取に供し、又はその写しを交付する。	
費用負担	手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担。		手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用及び電磁的記録の開示の実施に伴う費用は請求者の負担。	
実施機関	市長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業管理者 消防長	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 公営企業管理者	
開示対象	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、マイクロフィルム、磁気テープ、電子計算機磁気ファイルで実施機関において管理しているもの。 平成6年度以降に作成し、又は取得した公文書で保存期間の経過していないもの。 平成5年度以前に作成又は取得した公文書で検索資料の整備された永年保存のものに適用。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録)であって、決裁・供覧等の手続きが終了し、実施機関が管理しているもの。 平成13年7月1日以降に作成又は取得した公文書。	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録)であって、決裁・供覧等の手続きが終了し、実施機関が現に保管又は保存しているもの。 平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書。	

現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
開示請求対象者	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所有する個人及び団体 市内の事業所に勤務する者 市内の学校に在学する者 ~ 以外で実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	何人も請求できる。	
事務処理フローの概要	公開請求 公文書の特定 請求書の受付 公開の可否の決定 決定通知書 公開(写しの作成、交付、閲覧、費用の徴収)	公文書の公開請求 請求公文書の特定 公開・非公開の検討、起案、決裁、決定 公開・非公開の決定通知 公開(閲覧、視聴、写しの作成・交付、費用の徴収)	
請求方法	所定の請求書を提出		
決定及び通知	請求があった日から15日以内に決定。通知は書面により行う。		
不服申立てがあった場合	速やかに情報公開審査会に諮問する。	情報公開審査会の構成: 識見を有する者5名	

(情報審査会の構成人数について)
1市2町とも情報公開条例では5名以内と規定されている。

【根拠法令】桑名市情報公開条例、多度町情報公開条例、長島町情報公開条例

(協議第17号関係)				
協議項目	情報公開制度(各種事務事業の取扱い)		関係項目	個人情報保護制度
基本調整方針	合併前に調整し合併時から適用する。ただし、合併前の各市町の情報の公開については、旧市町の従前の情報公開の制度の例による。			
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
公開の方法開示の方法	検討中	文書、図画、写真...閲覧又は写しの交付 電磁的記録...視聴、閲覧又は写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法		
費用負担		手数料は無料。 公文書の写しの作成及び送付に要する費用及び電磁的記録の開示の実施に伴う費用は請求者の負担。		
実施機関		町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 消防長	町長 議会 教育委員会 選挙管理委員会 公平委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会 消防長 公営企業管理者	
開示対象		実施機関の職員が職務遂行上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保在しているもの。 多度町情報公開条例の施行日(平成13年7月1日)以後に作成し、又は取得した公文書。	実施機関の職員が職務遂行上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁又は供覧等の手続が終了し、実施機関が現に保管又は保在しているもの。 長島町情報公開条例の施行日(平成13年4月1日)以後に作成し、又は取得した公文書。	

現 況			備 考
	桑名市	多度町	長島町
開示請求対象者	検討中	本人又は代理人	
事務処理フローの概要		開示請求 開示の可否の決定 決定通知書 開示(閲覧、写しの交付、視聴等、費用の徴収)	
請求方法		所定の請求書を提出	
決定及び通知		開示請求書を受理した日から15日以内に決定し、書面により通知する。	
不服申立てがあった場合		遅滞なく個人情報保護審査会に諮問する。 個人情報保護審査会の構成: 識見を有する者5名以内	
【根拠法令】多度町個人情報保護条例、長島町個人情報保護条例			施行日 平成15年9月1日(2町とも同日の施行日)

協議第6号の3(継続協議)

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

議会議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目	
調整の内容	1市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

市町村の新設合併が行われた場合は、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しては次のいずれかの制度を選択する必要がある。

合併特例を適用しない場合

合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)

合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)

合併する場合において、新市建設計画を基礎としたさまざまな事業が実施される。その計画は、合併前の合併協議会において定められるものであり、その実施については、新市の決定にしたがってなされることになる。そのため、新市建設計画をより適切に実行できるようにするためには、合併前の各市町の議会議員が合併後も引き続き、新市の議会議員であることを一定期間保障することにより、その意見を新市建設計画の執行に反映することが必要であると考え。また、合併の先進事例を見てみると新設合併の場合、多くが在任特例を採用している。

(協議第6号関係)

区分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第6条による方法(定数に関する特例)	合併特例法第7条による方法(在任に関する特例)
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に当該市町村の議員が失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	一般選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第1項により合併市町村の人口(地方自治法第254条)に基づいて算出した数。 地方自治法第91条第1項 人口10万以上20万未満の市 34人 *人口 = この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。(地方自治法第254条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第1項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 合併後の人口が 10万人以上20万人未満の場合 = 34人 2倍を超えない範囲 34人 × 2 = 68人以内 解散、総辞職などによって、議員がすべてその身分を失った時は、この特例による定数は、地方自治法第91条第1項の規定による定数に復帰するものとする。(合併特例法第6条第1項)	地方自治法第91条の定数を超えるときには、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべてその身分を失った時は、これに応じてその定数は第91条の規定にいたるまで減少する。
4 選挙期日	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	設置の日から50日以内 (公職選挙法第33条第3項)	選挙を行わない。
5 選挙すべき議員の数	定数に同じ	定数に同じ	
6 補欠選挙の適用	有	有	無

(協議第6号関係)

留意事項	現 況			備 考			
		桑 名 市	多 度 町	長 島 町	最近の先進事例 (H13.1.1以降 新設合併)		
<p>【関係法令】 地方自治法(昭和22年・法律第67号) 第91条〔市町村議会の議員の定数〕 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。</p> <p>2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。</p> <p>一.人口2千未満の町村 12人 二.人口2千以上5千未満の町村 14人 三.人口5千以上1万未満の町村 18人 四.人口1万以上2万未満の町村 22人 五.人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人 六.人口5万以上10万未満の市 30人 七.人口10万以上20万未満の市 34人 八.人口20万以上30万未満の市 38人 (以下 省略)</p> <p>第93条〔任期〕 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。</p> <p>第254条〔人口の定義〕 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。</p> <p>公職選挙法(昭和25年・法律第100号) 第15条(地方公共団体の議会の議員の選挙区) 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。 第33条(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙) 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項 市町村の設置の告示 の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	議員定数	34人	22人	22人	新自治体名	方式	期間
	法定 条例	28人	16人	16人	さいたま市	在任特例	2年
任 期	平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成15年5月1日から 平成19年4月30日まで	平成14年10月11日から 平成18年10月10日まで	さぬき市	在任特例	1年2か月	
				静岡市	在任特例	2年	
				南アルプス市	在任特例	1年11か月	
				東かがわ市	在任特例	2年	
				宗像市	在任特例	1年7か月	
				山県市	在任特例	1年1か月	
				周南市	在任特例	2年	
				瑞穂市	在任特例	1年	
				いなべ市	在任特例	2年	
				本巣市	在任特例	1年	
				かほく市	在任特例	1年2か月	
				郡上市	定数特例	—	
				京丹後市	特例なし	—	
				対馬市	在任特例	1年2か月	
				壱岐市	在任特例	2年	
				五島市	在任特例	1年8か月	
				天草市	情報なし	—	

協議第11号の2

町・字名の区域及び名称の取扱いについて

町・字名の区域及び名称の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年7月8日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	町・字名の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容	<p>1. 町、字の区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2. 桑名市の町(まち)の名称については、現行のとおりとする。</p> <p>3. 多度町、長島町の字の名称については、「大字」を削除し、現行の町名のあとに付けて、新市の町(まち)の名称とする。</p> <p>4. 行政区名は、桑名市と長島町で同一名が存在する「萱町(かやまち)」「松ノ木、松之木(まつのき)」について、長島町の行政区名をそれぞれ「長島萱町」「長島松之木」とし、それ以外は現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日確認

【提案理由】

町、字の取扱いについては、地方自治法第260条に「市町村の区域内の町若しくは字の区域の名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない」と規定されている。合併して、1つの市になった場合、同一または類似する町名が存在すると、住民登録、郵便など住民生活に重大な影響を及ぼすので、新しい市の発足時には支障のないように整理調整しておかなければならない。

しかしながら、住民にとって身近な名称であり、住民生活の中で長年にわたって慣れ親しまれていることを考慮して、名称については、次のとおり提案する。

桑名市の町の名称については、現行のとおりとし、多度町、長島町の字の名称については、多度町(長島町)大字の大字を削除し、現行の町名の後に付けて、新市の町の名称とする。例えば、桑名市中央町の場合は、「市中央町 番地」とし、多度町大字多度の場合は「市多度町 多度 番地」とし、長島町についても同じ表記とする。「市」とあるのは、新市の名称が決定されていないからである。

なお、町、字の区域については、現行どおりとすることを提案する。

また、これに関連して桑名市と長島町で同一行政区(自治会)名が存在する「萱町(かやまち)」「松ノ木、松之木(まつのき)」は、長島町の行政区名をそれぞれ「長島萱町」「長島松之木」とし、それ以外は現行のとおりとすることを提案する。

(協議第11号の2関係)

留意事項	現況			備考											
<p>【関係法令】 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条(市町村区域内の町又は字の区域)</p> <p>1 政令で特別区の定める場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	1. 同一町名・字名			<p>参考 変更しようとする長島町の行政区名</p> <table border="1" data-bbox="1624 528 2056 708"> <thead> <tr> <th data-bbox="1624 528 1767 564">現況字名</th> <th data-bbox="1767 528 1910 564">現況行政区名</th> <th data-bbox="1910 528 2056 564">提案行政区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1624 564 1767 635">長島萱町</td> <td data-bbox="1767 564 1910 635">萱町</td> <td data-bbox="1910 564 2056 635">長島萱町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1624 635 1767 708">松之木</td> <td data-bbox="1767 635 1910 708">松之木</td> <td data-bbox="1910 635 2056 708">長島松之木</td> </tr> </tbody> </table>			現況字名	現況行政区名	提案行政区名	長島萱町	萱町	長島萱町	松之木	松之木	長島松之木
	現況字名	現況行政区名	提案行政区名												
	長島萱町	萱町	長島萱町												
	松之木	松之木	長島松之木												
	桑名市	多度町	長島町												
	しものしろ 下野代	しものしろ 下野代													
	まつのき 松ノ木		まつのき 松之木												
	2. 類似町名・字名			<table border="1" data-bbox="1624 528 2056 708"> <thead> <tr> <th data-bbox="1624 528 1767 564">現況字名</th> <th data-bbox="1767 528 1910 564">現況行政区名</th> <th data-bbox="1910 528 2056 564">提案行政区名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1624 564 1767 635">長島萱町</td> <td data-bbox="1767 564 1910 635">萱町</td> <td data-bbox="1910 564 2056 635">長島萱町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1624 635 1767 708">松之木</td> <td data-bbox="1767 635 1910 708">松之木</td> <td data-bbox="1910 635 2056 708">長島松之木</td> </tr> </tbody> </table>			現況字名	現況行政区名	提案行政区名	長島萱町	萱町	長島萱町	松之木	松之木	長島松之木
	現況字名	現況行政区名	提案行政区名												
	長島萱町	萱町	長島萱町												
	松之木	松之木	長島松之木												
	桑名市	多度町	長島町												
	かやまち 萱町		ながしまかやまち 長島萱町												
	かやまち 萱町		ながしまかやまち 長島萱町												
3. 同一行政区名															
桑名市	多度町	長島町													
かやまち 萱町		かやまち 萱町													
まつのき 松ノ木		まつのき 松之木													
4. 類似行政区名															
桑名市	多度町	長島町													
かたまち 片町		かやまち 萱町													
じょうなんかやまち 城南萱町		かやまち 萱町													
	ひらか 平賀	ひらかた 平方													

現 況

No.	長島町の住居表示に用いられている大字名(前回資料)		長島町の土地所在に対する大字・小字一覧表				備考
	大字名	よみがな	大字名	よみがな	小字名	よみがな	
1	赤地	あかじ	赤地	あかじ			
2	浦安	うらやす	浦安	うらやす			
3	大倉	おおくら	大倉	おおくら			
4	大島	おおじま	大島	おおじま	藤九郎	とうくろう	
5					明治新築	めいじしんちく	
6					堤外	ていがい	
7					掛込先	かけこみさき	
8	押付	おしつけ	押付	おしつけ	三番縄	さんばんなわ	
9					小六	ころく	
10					平島	へいじま	
11					屋部田	やべた	
12					源部川原	げんべがわら	
13	鎌ヶ地	かまがんじ	鎌ヶ地	かまがんじ	畑割	はたわり	
14					本村	ほんむら	
15	上坂手	かみさかて	上坂手	かみさかて			
16					壱反割	いったんわり	
17	源部外面	げんべども	源部外面	げんべども	稗田	ひえだ	
18					山ノ割	やまのわり	
19	高座	こうざ	高座	こうざ	弥八	やはち	
20					三百坪	さんびゃくつぼ	
21					下	おり	
22					古川	ふるかわ	
23			高座東	こうざひがし			
24	小島	こじま	小島	こじま	新川田	しんかわだ	
25					村西	むらにし	
26					前通	まえどおり	
27					越石	こしこく	
28					篠崎	しのざき	
29					篠橋	しのばし	
30			篠橋新田	しのばししんでん	中島小島分	なかしまこじまぶん	
31	駒江	こまえ	駒江	こまえ	中間田	ちゅうげんだ	
32					漆畑	うるしばた	
33					築出	つきだし	
34					野田	のだ	
35	下坂手	しもさかて	下坂手	しもさかて	一番割	いちばんわり	

		現 況					備考
長島町の住居表示に用いられている大字名(前回資料)		長島町の土地所在に対する大字・小字一覧表					
No.	大字名	よみがな	大字名	よみがな	小字名	よみがな	
36					二番割	にばんわり	
37					三番割	さんばんわり	
38					四番割	よんばんわり	
39					五番割	ごばんわり	
40					長総	なごうさ	
41					二間代	にけんじろ	
42					惣兵池	そうべいいけ	
43					武城	たけしろ	
44					古川	ふるかわ	
45					埋田	うめだ	
46	新所	しんしよ	新所	しんしよ	村附	むらづけ	
47					東河原	ひがしがわら	
48					半割	はんわり	
49					堤添	つつみぞえ	
50					伊之助	いのすけ	
51					甚兵衛起	じんべえおこし	
52	杉江	すぎえ	杉江	すぎえ	辰巳	たつみ	
53					春日前	かすがまえ	
54	千倉	ちくら	千倉	ちくら	北新田	きたしんでん	
55					上の割	かみのわり	
56					中の割	なかのわり	
57					大脇	おおわき	
58	出口	でぐち	出口	でぐち	宮西	みやにし	
59					宮東	みやひがし	
60	十日外面	とうかども	十日外面	とうかども			
61					古堤西	こていにし	
62	殿名	とのめ	殿名	とのめ	大田	だいだ	
63					屋敷添	やしきぞえ	
64					下知田	げちだ	
65	中川	なかがわ	中川	なかがわ	喜右エ門起	きえもんおこし	
66					小島境	こじまざかい	
67					法来部	ほうらいべ	
68					外入込	そといりごみ	
69					中野長	なかのちょう	

現 況							備考
長島町の住居表示に用いられている大字名(前回資料)			長島町の土地所在に対する大字・小字一覧表				
No.	大字名	よみがな	大字名	よみがな	小字名	よみがな	
70					寺田下	てらだした	
71					屋敷附	やしきづけ	
72					兵三郎	へいさぶろう	
73	長島萱町	ながしまかやまち	長島	ながしま	萱町	かやまち	
74	長島下町	ながしましもまち			下町	しもまち	
75	長島中町	ながしまなかまち			中町	なかまち	
76	西川	にしがわ	西川	にしがわ	九ヶ所	くかしょ	
77					二十二石場	にじゅうにくくば	
78					どちびき	どちびき	
79					蛙淵	かわずぶち	
80					八畝割	やせわり	
81					五右衛門西	ごえもんにし	
82					蔵池	くらいけ	
83					砂先	すなさき	
84					砂入八十郎	すないりはちじゅうろう	
85					惣三郎屋敷外	そうざぶろうやしきそと	
86					二十二石場外	にじゅうにくくばそと	
87	西外面	にしども	西外面	にしども	茨塚	いばらづか	
88					畑ノ割	はたのわり	
89					上北島	かみきたじま	
90					茶ノ木原	ちゃのきばら	
91					神明下	しんめいした	
92					常次浦	つねじうら	
93					伊平	いへい	
94					嘉七前	かひちまえ	
95					新道西	しんみちにし	
96					新道東	しんみちひがし	
97					下北島	しもきたじま	
98					東川田	ひがしかわだ	
99					光岳寺西	こうがくじにし	
100					城南北	じょうなんぼく	
101					長城	ちょうじょう	
102					下遠浅	しもとうあさ	
103	白鷄	はっけ	白鷄	はっけ			
104					佐藤	さとう	

現 況							備考
長島町の住居表示に用いられている大字名(前回資料)			長島町の土地所在に対する大字・小字一覧表				
No.	大字名	よみがな	大字名	よみがな	小字名	よみがな	
105	東殿名	ひがしとのめ	東殿名	ひがしとのめ	宮西	みやにし	
106					大川端	おおかわばた	
107					木曾	きそ	
108	平方	ひらかた	平方	ひらかた	イノ割	いのわり	
109					ロノ割	ろのわり	
110					ハノ割	はのわり	
111					ニノ割	にのわり	
112					ホノ割	ほのわり	
113					ヘノ割	へのわり	
114					トノ割	とのわり	
115					チノ割	ちのわり	
116					リノ割	りのわり	
117	福豊	ふくとよ	福豊	ふくとよ			
118	福吉	ふくよし	福吉	ふくよし			
119					青鷺	あおさぎ	
120					青鷺川	あおさぎがわ	
121	又木	またぎ	又木	またぎ	熊沢	くまざわ	
122					中田	なかた	
123					大平	おおへい	
124					元薬師	もとやくし	
125	松蔭	まつかげ	松蔭	まつかげ			
126					ルの割	るのわり	
127					ワの割	わのわり	
128	松ヶ島	まつがしま	松ヶ島	まつがしま	西島	にしじま	
129					北島	きたじま	
130					東島	ひがしじま	
131					南島	みなみじま	
132					南姫御前	みにみひめごぜん	
133					北姫御前	きたひめごぜん	
134	松之木	まつのき	松之木	まつのき	江南	えみなみ	
135					船時	せんどき	
136					宮前	みやまえ	
137					堤附	つつみづけ	
138					堤外	ていがい	

次 回 提 案 事 項

協議第18号

国民健康保険制度の取扱いについて

国民健康保険制度の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

協定項目	国民健康保険制度の取扱い	関係項目	

平成 年 月 日確認

(協議第18号関係)

留意事項(合併特例法に規定する地方税の取扱い)	備考(保険料と保険税の相違点)					
市町村の合併に関する法律(昭和40年・法律第6号) (地方税に関する特例) 第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。	区分	保険税		保険料		
	法形式	地方税法	703条の4第1項	国民健康保険法 地方自治法	76条 231条	
	所得割額按分の基礎	3方式	地方税法703条の4第5・8項	5方式	令29条の5第1項第4・7号	
	徴収方法	(1)普通又は特別徴収 (2)税として徴収	地方税法706条	(1)普通又は特別徴収 (2)税とは別に徴収		
	賦課限度額	医療 530,000円 介護 70,000円	地方税法703条の4第18項 地方税法703条の4第27項	医療 530,000円 介護 70,000円	令29条の5第2項11号 令29条の5第4項9号	
	賦課期日後の移動	月割賦課	税準則9条	月割賦課	準則21条	
	督促	納期限後20日以内	地方税法726条	税に準じる	地方自治法231条の3第1項・準則25条	
	延滞金	年 14.6% (納期限の翌日から1月を経過するまでの期間 7.3%)	地方税法726条	税に準じる	地方自治法231条の3第2項・準則25条	
	滞納処分	強制徴収 (督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合)	地方税法726条	税に準じる	地方自治法231条の3第3項・法79条の2	
	賦課権の期限制限	原則として3年	地方税法17条の5・6	2年	法110条	
	徴収権及び還付請求権	5年	地方税法18条・18条の3	2年	法110条	
	徴収金の優先順位	国税及び地方税と同順位	地方税法14条	国税及び地方税法に次ぐ	地方自治法231条の3第3項	
	低所得世帯の減額	減額しなければならない	地方税法703条の5	減額しなければならない	令29条の5第3項	
	料率等の改正協議	知事に協議を要しない		あらかじめ知事に協議を要する	法12条	
不服申立	直接処分庁である市町村に対して行う		国民健康保険審議会に対して行う	法91条		
注)「保険税」欄の準則は、国民健康保険税条例準則をいい、「保険料」欄の準則は、国民健康保険条例準則をいう。 「保険料」の一部負担金の割合を減じようとする場合、保険給付の種類及び内容を定め又は変更しようとする場合、保険料率を定めようとする場合は、あらかじめ知事に協議を要する。						

(協議第18号関係)

協議項目		国民健康保険制度の取扱い	関係項目		
基本調整方針					
現 況					
区 分		桑名市	多度町	長島町	
賦課の形態		税	税	料	
被保険者数		32,595人	3,371人	5,048人	
医療分	所得割	前年所得者から基礎控除、給与割増控除額を差し引いた額	6.20	5.60	3.80
	資産割	当該年度の固定資産税額(土地・家屋分)	38.00	40.00	35.00
	均等割	被保険者1人あたり	22,800円	21,600円	24,000円
	平等割	1世帯あたり	22,800円	25,200円	27,600円
	1人あたりの保険税額		82,304円	79,253円	78,083円
	軽減割合		6割・4割	6割・4割	6割・4割 (H15年度より7割・5割・2割)
	賦課限度額	最高限度額	520,000円	530,000円	530,000円
	応能・応益		60.34 : 39.66	59.6 : 40.4	58.7 : 41.3
介護分	所得割	前年所得者から基礎控除、給与割増控除額を差し引いた額	0.73	0.50	0.45
	資産割	当該年度の固定資産税額(土地・家屋分)	4.80	4.00	4.00
	均等割	被保険者1人あたり	3,840円	6,000円	4,800円
	平等割	1世帯あたり	3,840円	3,600円	2,400円
	1人あたりの保険税額		15,326円	15,001円	14,363円
	軽減割合		6割・4割	6割・4割	6割・4割 (H15年度より7割・5割・2割)
	賦課限度額	最高限度額	70,000円	70,000円	70,000円
	平成14年度本算定時		平成14年7月1日	平成14年8月1日	平成14年8月1日

(協議第18号関係)

(参考)国民健康保険税(料)軽減措置対象者数調査

【医療】

区 分		桑名市	多度町	長島町	計	
平成13年度 本 算	6割	世帯数	3,190	345	367	3902
		被保険者数	4,660	520	606	5786
	4割	世帯数	393	55	60	508
		被保険者数	1,098	150	188	1436
平成14年度 本 算	6割	世帯数	3,467	361	389	4217
		被保険者数	5,140	546	624	6310
	4割	世帯数	438	46	80	564
		被保険者数	1,211	132	240	1583

【介護】

区 分		桑名市	多度町	長島町	計	
平成13年度 本 算	6割	世帯数	936	106	121	1163
		被保険者数	1111	123	151	1385
	4割	世帯数	178	31	43	252
		被保険者数	252	44	59	355
平成14年度 本 算	6割	世帯数	1011	117	145	1273
		被保険者数	1180	138	169	1487
	4割	世帯数	207	29	47	283
		被保険者数	293	39	62	394

協議第19号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	消防団の取扱い	関係項目	消防団組織、消防団報酬・手当等
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第19号関係)

留意事項(関係法令)	備 考
<p>消防組織法(昭和22年法律第226号)</p> <p>第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。</p> <p>第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。</p> <p>第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。</p> <p>第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。</p> <p>2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。</p> <p>3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。</p> <p>第15条の2 消防団に消防団員を置く。</p> <p>2 消防団員の定員は、条例で定める。</p> <p>第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。</p> <p>2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。</p> <p>第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。</p> <p>第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。</p> <p>第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。</p> <p>2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。</p>	

(協議第19号関係)

協議項目	消防団の取扱い				関係項目	消防団組織
基本調整方針						
現 況						備 考
定数	桑名市		多度町		長島町	
	職 名	人数	職 名	人数	職 名	人数
	団長	1	団長	1	団長	1
	副団長	3	副団長	1	副団長	3
	分団長	18	分団長	5	分団長	6
	副分団長	16	副分団長	5		
	部長	30				
	班長	45	班長	22	班長	14
団員	322	団員	132	団員	150	
	計	435	計	166	計	174
分団数	14		5		6	
任免(任用)の範囲	当該消防団の区域内に居住する者 年齢18歳以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者		当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者 年齢20歳以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者		町に居住する年齢満20歳以上50歳未満であること。ただし、団長、副団長等にして特に必要があるときはこの限りでない。 団長の場合は志操堅固、身体強健であって、団長たるに足るものとして消防団より推薦された者であること。	
団長・副団長の任期	4年(再任を妨げない)		2年(再任を妨げない)		2年(再任を妨げない)	

(協議第19号関係)							
協議項目	消防団の取扱い		関係項目	消防団報酬・手当等			
基本調整方針		現 況					備 考
報酬(年額)	桑名市		多度町		長島町		
	職 名	報酬額:円	職 名	報酬額:円	職 名	報酬額:円	
	団長	73,000	団長	125,000	団長	160,000	
	副団長	59,000	副団長	75,000	副団長	100,000	
	分団長	39,000	分団長	45,000	分団長	75,000	
	副分団長	34,000	副分団長	40,000			
	部長	27,000					
	班長	27,000	班長	27,000	班長	57,000	
団員	27,000	団員	22,000	団員	33,000		
消防団交付金等	消防団活性化事業補助金 (定額)200,000 消防団交付金 1,065,000 (45,000円×14分団) (1,000円×435人)		(その他の報酬) 幹部年間特別報償 (定額)200,000 特別協力報償 (5,000円×22班) 110,000		消防団活性化事業補助金 2,700円×174人 469,000 消防団交付金 301,000		
出動(出場)手当	出場区分 手当額:円		出動1回につき 2,800円 (火災出場は年額2,800円) 出動手当の範囲 非常災害出動、警戒出動、搜索出動、 出初式、訓練出動、雑踏警備	出動1回につき 3,000円 出動手当の範囲 非常災害出動、警戒出動、搜索出動、 出初式、訓練出動、夜警出動、雑踏警 備、点検出動			
	消火水防作 業に従事し たとき	2時間以上			4,000		
		2時間未満			2,800		
	出場するも放水等をしなかった時				1,600		
	訓練のため 出場したとき	2時間以上			4,000		
		2～3時間			2,800		
		2時間未満			2,000		
	火災・水防 等の警戒に 従事したとき	10時間以上			4,000		
		3～10時間			2,800		
		2～3時間			2,400		
2時間未満		2,000					
機械等定期点検のため 出場したとき		2,000					
年末警戒・出初式		4,000					
賄手当					1回につき 1,000円		
点検手当					1回につき 1,000円		

協議第20号

電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会

会長 水谷 元

協定項目	電算システム事業の取扱い	関係項目	
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第20号関係)				
協議項目		電算システム事業の取扱い		関係項目
基本調整方針				
現 況				備 考
電算処理の内容		桑名市	多度町	長島町
住民記録	住民基本台帳			
	住登外			
	外国人登録			
	印鑑登録			
	戸籍			
	自動交付機			
	住民基本台帳ネットワーク			
総務	選挙管理			
	交通災害共済			
	消防団管理			
税	住民税			
	住民税農業所得計算			
	法人住民税			
	固定資産税			
	国民健康保険税(料)			
	軽自動車税			
	税収納 (国保料収納含む)			
	口座振替			
	共有者管理			
	家屋評価支援			
財務	財務会計			
	起債管理			
	水道企業会計			
	水道償却資産管理			
	備品管理			
	入札指名業者登録			

(協議第20号関係)

協議項目		電算システム事業の取扱い (つづき)		関係項目	
現 況					備 考
電算処理の内容		桑名市	多度町	長島町	
財務	契約管理				
	公有財産管理				
職員	文書管理				
	例規検索				
	グループウェア				
	ISOシステム				
	職員人事管理				
	職員給与計算				
	出退勤管理				
議会	議会議事録				
広報	ホームページ				
	施設管理				
保険年金	国保資格異動				
	国保給付事務				
	国保調整交付金				
	連合会資格情報提供				
	連合会課税情報提供				
	国民年金				
	老人医療				
	連合資格情報提供				
	福祉医療				
介護保険	介護保険資格管理				
	認定審査会				
	訪問調査				
	住記情報転送				
	税情報伝送				
農業	水田情報管理				
	農家台帳				

(協議第20号関係)				
協議項目		電算システム事業の取扱い (つづき)		関係項目
現 況				備 考
電算処理の内容		桑名市	多度町	長島町
衛生	健康管理(テータバンク)			
	衛生			
	畜犬登録			
	し尿処理管理			
	ごみ収集管理			
福祉	保育所			
	保育料収納			
	児童手当			
	児童扶養手当			
	障害者手帳管理			
	生活保護			
	老人福祉施設措置			
	障害福祉施設措置			
土木・建築	公営住宅管理			
	住宅使用料収納			
	建築確認			
	公共工事設計積算			
	道路占用物管理			
上・下水道	水道管理			
	下水道料収納			
	下水道管理			
	下水道起債管理			
	下水道受益者負担金			
	水道料収納			
	農業集落排水使用料			
教育	学齢簿管理			
	成人式			
	図書管理			

(協議第20号関係)

協議項目		電算システム事業の取扱い (つづき)		関係項目	
現 況					備 考
電算処理の内容		桑名市	多度町	長島町	
その他	同和対策貸付金収納				
	市民病院医事処理				
	病院企業会計				
	ガス熱量変更支援 (マッピング)				
	ガス熱量変更支援 (需要家情報)				
ネットワーク	広域ネットワーク (住基ネット及びインターネット接続含む)				
	庁内LAN				
	出先機関ネットワーク				

協議第21号

男女共同参画推進事業について(各種事務事業の取扱い)

男女共同参画推進事業(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	男女共同参画推進事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	男女共同参画推進計画等
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第21号関係)

留意事項(関係法令)	備考
<p>男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)</p> <p>第1条(目的)</p> <p>この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>第2条(定義)</p> <p>この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。</p> <p>2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>第3条(男女の人権の尊重)</p> <p>男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第4条(社会における制度又は慣行についての配慮)</p> <p>男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。</p> <p>第5条(政策等の立案及び決定への共同参画)</p> <p>男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</p>	

留意事項(関係法令)	備考
<p>第6条(家庭生活における活動と他の活動の両立) 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第7条(国際的協調) 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。</p> <p>第8条(国の責務) 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第9条(地方公共団体の責務) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>第10条(国民の責務) 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。</p> <p>第11条～第13条 省略</p> <p>第14条(都道府県男女共同参画計画等) 1 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>	

(協議第21号関係)

留意事項(関係法令)	備 考
<p>(1)都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>(2)前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>(3)市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。</p> <p>(4)都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>第15条(施策の策定等に当たっての配慮) 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。</p> <p>第16条(国民の理解を深めるための措置) 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。</p>	

(協議第21号関係)

協議項目	男女共同参画推進事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	男女共同参画推進計画等	
基本調整方針					
現 況			備 考		
	桑名市	多度町	長島町		
名 称	男女共同参画推進プランくわな	該当なし		(桑名市) 平成15年度に「第1次男女共同参画推進プランくわな」の見直しを行う。	
目 的	男女共同参画社会の推進			計画期間 平成16年度～平成20年度	
概 要	基本的な考え方 「個人の尊重と男女の自立」を基本理念として、男女があらゆる分野に参加し利益と責任を享受する「男女共同参画社会」の実現をめざします。 推進目標 1 意識改革 2 あらゆる分野への男女共同参画 3 男女共同参画への条件整備 4 健康で文化的な生活環境づくり			策定予定年月 平成16年3月 基本計画策定委員会 策定委員会委員12名	
策定年月日	平成11年3月			桑名市の男女平等をすすめるための条例 抜粋 (平成14年3月25日制定)	
計画期間	平成11年度～平成15年度			男女平等は、日本国憲法につたわれくおりま9か、現実の社会においては必ずしも実現はされておりませ h、	
事 業	男女共同参画啓発紙の発行(年2回) 男女共同参画啓発冊子の発行 (年1回) セミナーの開催 (法律相談・男性料理教室・話し方聞き方講座・表現力をつける講座・講演会) 女性団体育成事業補助(5グループ) 1グループあたり上限3万円			このため、国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。桑名市でも女性も男性もお互いの責任を分かち合い、それぞれの生き方が選択できるように、「桑名市の男女平等をすすめるための条例」を制定し、「桑名に生まれてよかった、ずっと住み続けたい」と思いうちづくりをめざします。	

協議第22号

広報公聴関係事業について(各種事務事業の取扱い)

広報公聴関係事業(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	広報公聴関係事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	広報紙
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第22号関係)				
協議項目	広報公聴関係事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	広報紙
基本調整方針				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
名称	広報 くわな	広報 たど	広報 ながしま	
発行日	毎月1日及び15日 (15日は「お知らせ版」)	毎月1日	毎月1日	
発行部数	42,000部	3,050部	4,700部	
仕 様	広報 くわな(毎月1日発行) A4版 20ページ(折込み不可) お知らせ版(毎月15日発行) A4版 4ページ(折込み可能)	A4版 12~20ページ (折込み可能)	A4版 16~26ページ (折込み可能)	
作成方法	職員が原稿を作成し、DTPを使用して編集を行う。		職員がレイアウトした紙原稿を印刷業者に渡す。	
配布方法	印刷業者がシルバー人材センターへ配送 シルバー人材センターが自治会長へ届ける(一部、地区市民センター経由あり) 自治会長から班長へ届ける 班長から各世帯へ配布 一般的な配送方法を例示 (自治会組織未加入者) 公共施設等に取りにいてもらう。	印刷業者が役場に納入 シルバー人材センターが各区の行政事務連絡員(組長)に届ける。 行政事務連絡員から各世帯へ配布 一般的な配送方法を例示 (自治会組織未加入者) 原則、公共施設に取りにいてもらう。	印刷業者が役場に納入 職員が自治会長へ届ける 自治会長から各世帯に配布 一般的な配送方法を例示 (自治会組織未加入者) 原則、公共施設に取りにいてもらう。	

協議第23号

消防防災関係事業について(各種事務事業の取扱い)

消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)について次のとおり提出する。

平成15年 月 日提出

桑名市・多度町・長島町合併協議会
会長 水谷 元

協定項目	消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)	関係項目	地域防災計画・各種総合応援協定、防災行政無線、補助金等
調整の内容			

平成 年 月 日確認

(協議第23号関係)

留意事項(関係法令)	備 考
<p>災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)</p> <p>第5条(市町村の責務)</p> <p>1 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第6条～第15条 省略</p> <p>第16条(市町村防災会議)</p> <p>1 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。</p> <p>3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。</p> <p>(改正)平11法0874 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき(第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>(全改)平11法0875 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。</p> <p>(追加)平11法0876 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。</p> <p>第17条～第20条 省略</p> <p>第21条(関係行政機関等に対する協力要求)</p> <p>都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p>	

(協議第23号関係)

留意事項(関係法令)	備考
<p>第22条～第41条 省略</p> <p>第42条(市町村地域防災計画)</p> <p>1 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1)当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2)当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>(3)当該市町村の地域に係る災害に関する前号に得げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。</p> <p>4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p>	

(協議第23号関係)				
協議項目	消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	地域防災計画・各種総合応援協定
基本調整方針(案)				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
地域防災計画	平成14年5月策定 (目的) 総合的な防災対策の推進 (概要) 風水害等対策編・地震対策編・資料編で構成	平成14年8月策定 (目的) 総合的な防災対策の推進 (概要) 風水害等対策編・地震対策編・資料編で構成	平成14年6月策定 (目的) 総合的な防災対策の推進 (概要) 風水害等対策編・地震対策編・資料編で構成	
各種総合応援協定	三重県内消防相互応援協定 三重県水道災害広域応援協定 災害時における相互応援協定書(桑員1市8町) 桑名市海部南部消防組合消防相互応援協定 東海三県境地域消防相互応援協定 国道306号線消防相互応援協定 高速自動車国道における消防相互応援協定(2件)	三重県内消防相互応援協定 三重県水道災害広域応援協定 災害時における相互応援協定書(桑員1市8町) 消防相互応援協定(南濃町) 全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	三重県内消防相互応援協定 三重県水道災害広域応援協定 災害時における相互応援協定書(桑員1市8町) 高速自動車国道道近畿自動車道消防相互応援協定	

(協議第23号関係)

協議項目	消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	防災行政無線
基本調整方針(案)				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
防災行政無線	<p>施設名 桑名市地域防災行政無線 (移動系)デジタル</p> <p>運用開始 (移動系) 平成14年4月1日</p> <p>施設概要</p> <p>(移動系) 260MHz帯 親局 市役所 半固定 75局 (統制台1局含む) 車携帯局 48局 携帯局 87局</p>	<p>施設名 多度町防災行政無線 (固定系)(移動系)アナログ</p> <p>運用開始 (固定系) 昭和63年4月14日 (移動系) 平成2年4月1日</p> <p>施設概要</p> <p>(固定系) 60MHz帯 親局 役場 屋外子局 41箇所 戸別受信機 309機</p> <p>(移動系) 400MHz帯 親局 役場</p> <p>消防団車両等 22台 役場携帯 12台</p> <p>サービス内容 (行政放送) 随時 (時報 ウェストミスター) 7:30 11:30 17:30</p>	<p>施設名 長島町防災行政無線 (固定系)(移動系)アナログ</p> <p>運用開始 (固定系) 昭和54年4月1日 (移動系) 昭和54年4月1日 平成2年度に更新</p> <p>施設概要</p> <p>(固定系) 60MHz帯 親局 役場 屋外子局 36箇所 戸別受信機 5000機</p> <p>(移動系) 400MHz帯 親局 役場 公用車 12台 消防団車両等 9台 役場携帯 10台</p> <p>サービス内容 (行政放送) 随時 (時報 メロディー) 7:00 12:00 19:00</p>	

(協議第23号関係)				
協議項目	消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	補助金等
基本調整方針(案)				
現 況				備 考
	桑名市	多度町	長島町	
消防施設等整備費補助金(防火水槽整備補助金)	設置 見積査定額の1/3以内 上限30万円 改修 見積査定額の1/2以内 上限30万円 上記のものは自治会が所有または管理するもの ・市が設置(所有)する防火水槽については、全額、市負担。土地は、原則、地元が市に提供することとなっているが、公共用地に設置する場合もある。なお、防火水槽には給水施設は設置していない。	40t以上蓋あり 工事費の1/2 上限150万円 40t以上蓋なし 工事費の1/2 上限100万円 漏水修理 上限30万円 防火水槽はすべて地元所有	補助金制度は特に定めていない 特に定めていない理由 防火水槽は町が全額負担で設置しているため。なお、給水施設は地元負担とし、土地は地元が町に提供することが条件となっている。	
ポンプ燃料負担金	該当なし	消防分団の班に対して負担 年間8,000円/班 小型ポンプは地元所有のものを消防団が使用している。	該当なし	(ポンプ燃料負担金について) 桑名市、長島町の消防団が使用しているポンプ等は、すべて市・町の所有である。 したがって、消防団の燃料費等の管理費は、桑名市、長島町が全額負担している。

(協議第23号関係)

協議項目	消防防災関係事業(各種事務事業の取扱い)		関係項目	補助金等(つづき)		
	現 況			備 考		
	桑名市	多度町	長島町			
		(品目) (補助金額、率)	(品目) 補助基準額(円) (補助率)			
消防施設等整備補助金・ 自主防災組織補助金	該当なし	ポンプ 上限50万円	携帯用無線機 30,000 2 / 3			
		積載車 上限50万円	電池メガホン 24,000 1 / 3			
		警報台 補助率1 / 3	トランジスターラジオ 15,000 1 / 3			
		警報サイレン 1 / 3	ポンプ用ホース 33,000 2 / 3			
		拡声放送施設 1 / 3	消火栓用ホース 24,000 2 / 3			
		ポンプ車庫 1 / 3	消火栓用ボックス 18,000 1 / 2			
		ポンプ 1 / 3	かんそう(筒先) 6,500 1 / 2			
		消火栓用ホース 1 / 3	かんそう(可変) 20,000 1 / 2			
		ノズル 1 / 3	とび口 4,000 1 / 2			
		吸水管 1 / 3	ポンプ用吸水管 75,000 1 / 2			
				防火衣 12,000 1 / 2		
				消火栓用開閉器 6,000 1 / 2		
				消火器 7,000 1 / 2		
				吸管用かご 4,000 1 / 2		
				はしご 25,000 1 / 2		
				強力ライト 5,000 1 / 2		
				ロープ 20,000 1 / 2		
				標旗 10,000 1 / 2		
				ハンテン 13,000 1 / 2		
				ヘルメット 3,000 2 / 3		
		長靴 3,000 1 / 2				
		発電機 150,000 2 / 3				
		投光器 40,000 2 / 3				
		コードリール 10,000 2 / 3				
		災害用テント 105,000 1 / 3				
		ポンプ用バッテリー 8,000 1 / 2				
		充電器 50,000 1 / 3				
		その他については、総務課で協議して決定する。				
		消火栓設置については、工事費の90%を町が負担する。				